

建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準（抜粋）

第三 監督処分の基準

2 具体的基準

（2）請負契約に関する不誠実な行為

建設業者が請負契約に関し（入札、契約の締結・履行、瑕疵担保責任の履行その他の建設工事の請負契約に関するすべての過程をいう。）、社会通念上、建設業者が有すべき誠実性を欠くものと判断されるものについては、次のとおり監督処分を行うこととする。

オ 施工体制台帳等の不作成

施工体制台帳または施工体系図を作成せず、または虚偽の施工体制台帳または施工体系図の作成を行ったときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。